

タックス・リターン解説

P3

Attach here all documents that TaxPack 2008 and TaxPack 2008 supplement tell you to attach. Do not send in your tax return until you have attached all requested attachments.

DEDUCTIONS Pages 41-66 in TaxPack 2008 will help you to fill in the following items correctly.

1	01 Work related car expenses	A	00	00
2	02 Work related travel expenses	B	00	00
3	03 Work related uniform, occupation specific or protective clothing, laundry and dry cleaning expenses	C	00	00
4	04 Work related self-education expenses	D	00	00
5	05 Other work related expenses	E	00	00
6	06 Low value pool deduction	F	00	00
7	07 Interest and dividend deductions	G	00	00
8	08 Gifts or donations	H	00	00
9	09 Cost of managing tax affairs	M	00	00
10	TOTAL DEDUCTIONS Add up all the deduction amounts at items 01 to 09 \$ 00 00			
11	SUBTOTAL TOTAL INCOME OR LOSS less TOTAL DEDUCTIONS \$ 00 00			

LOSSES Pages 67-9 in TaxPack 2008 will help you to fill in the following items correctly.

13	L1 Tax losses of earlier income years	00	00	00
14	TAXABLE INCOME OR LOSS	00	00	00

P3 所得控除 DEDUCTIONS

所得を得るために必要となった支出（経費）など、所得の控除の対象となるものを申告する。各項目に金額を記入。TaxPack に指示がある場合は、領収書や記録などを添付する。また、仕事関連経費の申請は国税庁によって厳しく調査される。

- 1 仕事に關係する車の費用…仕事で個人の車を使用した費用を記入。金額の右にある欄に、TaxPack に従い、該当するタイプ（アルファベット 1 文字）を記入。
- 2 仕事に關係する出張旅費
- 3 仕事に関連する制服や、職業に特有のものや身を守るための衣服、またそのクリーニング代。…費用のほか、金額の右にある欄に、TaxPack に従い、該当するタイプ（アルファベット 1 文字）を記入。
- 4 仕事に關係する分野の自己研修費用…右の欄に、TaxPack に従い、該当するタイプ（アルファベット 1 文字）を記入。
- 5 その他、仕事に關係する費用

【知っておこう】経費に関する基本的なルール (1~5)

Q&A もチェック (P15)

- 申告する会計年度中に発生した経費であること。
- 経費は仕事に關係したもので私用でないこと。
- 雇用者がその経費を弁償した場合は請求できない。
- 雇用者から手当を支払われていても、それが自動的に税金控除の対象となるとは限らない。
- 請求額が \$ 300 を超える場合は、書面での証明が必須となる（領収書ではなくその他の記録も使用できる。詳しくは、ATO ウェブサイトを確認）。

- 6 ローバリュー・プール…パソコンやプリンターなどの資産をローバリュー・プールに入れている場合は記入。
- 7 利息、配当の控除…投資目的で開いた口座の維持費用や、株式の購入のために借りた資金の利息などは控除対象となる。
- 8 寄付…寄付先がチャリティ団体として登録されている場合（ABN のウェブサイトで確認ができる）、控除対象となる。
- 9 税務費用…タックス・リターンを登録税理士に依頼した場合、翌年のタックス・リターンにて経費として申告できる。
- 10 「supplementary section」を使用した場合は、その合計控除額を記入（本誌 14 ページ参照）。
- 11 合計控除額…①~⑩の金額を合計する。
- 12 小計…合計所得または損失から合計控除額を引いた金額。損失の場合は、右の欄に「L」を記入。

P3 損失 LOSSES

昨年度の申告で控除されなかった分を申告する。

- 13 昨年度のタックス・リターン時に所得控除額が合計所得額を上回ったため、控除されなかった分があれば、該当する欄に記入。
- 14 合計課税所得・損失額…⑬に記入がなければ、⑫の小計を記入。⑬に記入のある場合は TaxPack に従い、計算する。損失（マイナス）となった場合は、右の欄に「L」を記入。本年度の課税所得はないことになる。

P4 税額控除 TAX OFFSETS

各項目の要件に該当する場合に、課税額から一定の金額が差し引かれる。該当する場合は、TaxPack に従い金額、またはコードを記入。

- 1 配偶者、家政婦控除…配偶者を扶養、または家政婦を雇用した場合の控除。
- 2 高齢者控除…該当者はコード（アルファベット 1 文字）を記入。
- 3 年金受給者控除…該当者はコード（アルファベット 1 文字）を記入。
- 4 スーパー・アニュエーション所得…スーパー・アニュエーションによる所得がある場合は記入。
- 5 民間医療保険…民間医療保険への掛け金に対する控除。
- 6 ベビーボーナス…子どもが 5 歳になるまで支給される。
- 7 「supplementary section」を使用した場合は、その合計税額控除額を記入（本誌 14 ページ参照）。
- 8 合計税額控除額…①④⑤⑦を合計する。
- 9 民間医療保険の詳細…控除に関わる健康保険 ID、会員番号、保障タイプを記載。

P4

TAX OFFSETS Pages 75-87 in TaxPack 2008 will help you to claim your tax offsets correctly.

1	T1 Spouse (without dependent child or student, child-housekeeper or housekeeper)	00	00
2	T2 Senior Australians (includes age pensioners, service pensioners and self-funded retirees)	N	00
3	T3 Pensioner	0	00
4	T4 Australian superannuation income stream	0	00
5	T5 Private health insurance	0	00
6	T6 Ongoing baby bonus claim	0	00
7	TOTAL TAX OFFSETS Add up all the tax offset amounts at items T1, T2 and T3 \$ 00 00		
8	PRIVATE HEALTH INSURANCE POLICY DETAILS		

オーストラリアの税金が分かる!

